

30503

教科書文庫

3
110
32-1893
20003
02858

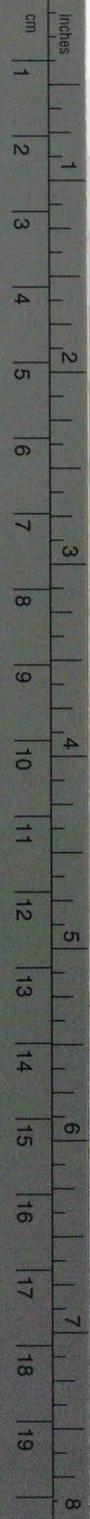
Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



© Kodak, 2007 TM: Kodak



375.9
Kul9
資料室

日本女子修身訓

西村茂樹校閲
日下部三之介編 第四



375.9
Kull9



立教
中央圖書
廣島
書庫

本書例言

- 一 本書ハ教育ニ関スル 勅語ノ旨趣ヲ奉ジ且ツ小學校令第壹條ニ依リ道德教育及ヒ國民教育ニ必須ナル徳性ヲ涵養スルヲ以テ目的トセリ
- 一 本書ハ每冊道德ノ全体ニ涉リ高等小學女生徒心身ノ發達ニ應ジテ其程度ヲ斟酌シ諸般ノ徳性ヲ實踐躬行セシムルヲ以テ主意トセリ
- 一 事實ノ撰擇格言ノ應用ハ務メテ本邦人ヲ採レリ間、支那人ヲ採ミタルハ既ニ人口ニ膾炙シテ本邦人ノ事實格言ノ如クナルニ依レリ
- 一 本書ハ固ヨリ女子用ナルヲ以テ文章ノ体裁編叙ノ模様皆優美ヲ旨トシ諸屈ヲ避ケ俗語ヲ省キ以テ女徳ヲ全ウセント期セリ
- 一 本書ハ一課毎ニ先ツ徳性ノ一ヲ論議説明シ次ニ之レニ適切ナル事實ヲ掲ゲ終リニ格言ヲ以テ全文ヲ結ベリ是レ女子ヲシテ左右顧念スルモ多岐ニ走ラズ必ズ一直線ニ觀念ヲ確實ナラシメントヲ務メタルニ依レリ
- 一 本書ノ挿画ハ固ヨリ故實ヲ參酌シ品格ヲ雅正ニシタリト雖、然レ亦女子ノ德行上ノ觀念ヲ容易ニ惹キ起サシメントヲ務メタリ
- 一 書中難解ノ文字ニハ傍訓ヲ施セリ此レ讀書的ノ教授ヲ省カンカ爲メナリ

明治二十六年七月

編者 識

西村茂樹校閲
日下部三之介編

日本女子修身訓 第四

東京

八尾版

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツ
ルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一
ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシ
テ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ
友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及
ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ
進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ
一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶
翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラ
ス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱
ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施
シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ成其德ヲ一ニ
センコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽



日本女子修身訓第四卷

西村茂樹校閱
日下部三之介編

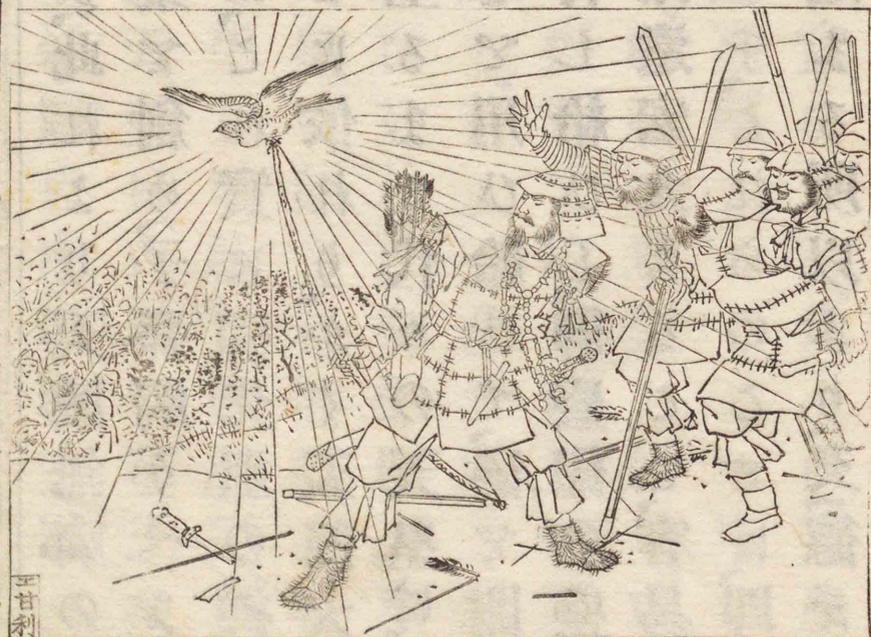
第一章

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠
ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ

謹みて按ずるに「朕」といふ御詞は、至尊の御自
稱にて「我れ」といふに同し「我カ」とは、我が大日
本帝國を指し給ひし御詞なり、「皇祖皇宗」とは、
御先祖を指して宣ひたる御詞なり、「祖」は、創業

有功の君にして、天照大御神より神武天皇までといひ、「宗」とは、有徳の君にして、神武天皇以下御歴代の天皇と申し奉る、國ヲ肇ムルコト宏遠ニとは、國を肇め造りしことの基礎遠く古へに在ることといふあり、天照大御神曾て皇孫に宣はく、豊葦原の瑞穂の國は、我が子孫の王たるべき地あり、爾就きて治むべし、寶祚の隆えまさんこと、天壤と窮りあかるべし」と、且つ三種の神器を賜ひて、日向高千穂峯に天降らしめ給ひき、是れより代々の天皇、日向に

在して、徳を積み仁を累ね、人民を撫育し給ふこと最も久し、神武天皇に至り、天下の人民未だ王澤に霑はず、兵亂相尋ぎ、蒼生塗炭に陥ると歎かせ給ひ、日向より兵を起し、東征して群兇を蕩平し給ひ、大和の橿原に於



て、天皇の位に即き給ふ、此れより天壤無窮の
 基業を建て、統を垂れ業を創め、子孫嗣ぐべき
 の洪規を恢弘し給ひぬ、これ實に御先祖の御
 遺徳と、天皇の御勇智とに依れり、かく天照大
 御神より神武天皇に至るまで、代々の天皇は、
 草昧の世に際し、大御心を用ひ給ひて、國を開
 き基を創め、人民を愛育し給ひし、御盛徳の盛
 大にして、其の規模の深遠宏大あること、容易
 に語り盡すべきにあらず、これらのこととは、即
 ち國を肇むること宏遠ある所以あり、又徳ヲ

樹ツルコト深厚ナリ」と宣ひしは、代々の天皇
 の仁恩徳澤、極めて深遠高厚あることと申す
 まり、崇神天皇の如きは、神祇を尊崇し給ひ、或
 は疾疫を禳ひて、人民の疾苦を除き、四道將軍
 を置きて、不逞の徒を誅し、普く王化を敷き給
 ひ、御心を民事に用ひ給ひければ、御肇國天皇
 と申し奉りき、又景行天皇の如きは、熊襲を征
 し給ひて、天下の叛亂を平らけ給ひ、應神天皇
 は、文教を布き給ひ、仁徳天皇は、人民の窮乏を
 察し、租税を免し給ひて、暴露の中に在し給へ

り、斯く皇祖皇宗の人民を愛撫し、御心を民政に用ひ給ひしかば、人民もこれに服従して、永く臣民たるの忠節を盡さんことを務めたり、されば上下親密にして、宛も膠漆の如く、皇室は下民を愛撫し給ひ、下民は皇室を奉戴して、臣民たるの忠節を盡し、能く親服して今日に至りぬ、これ御歴代天皇の徳を樹つること深厚ある所以ありかし。

第二章

我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ

謹みて按ずるに、我が日本の臣民は、古より皇室に對し奉り、忠節を盡せることは、朝に在ると野にあるとの區別あることあり、これ我が日本の國體にて、外國に絶えてなき所あり、支那にては朝に官するものは忠を盡すと責任とし、野にあるものは租税を納むるの義務あるのみにて、其の他は何等の責任とも有せざるあり、これ異姓の帝王代るく起りて、其の國を統御するが故に、初めより君臣の情誼深からざるに基くあり、然るに我が國は、萬世一

系の皇室と戴き、皇室と臣民との關係最も深
 きを以て、君臣の情誼も亦最も厚し、故に高山
 彦九郎蒲生君平の如き野にあるものも、皇室
 に忠節を盡しぬ、朝にある藤原鎌足の入鹿と
 誅したるが如き、和氣清麻呂の妖僧の膽を破
 りしが如き、法均尼の孝謙天皇に謹事せるが
 如く、忠臣其の人に乏しからず、又橘逸勢の女
 妙冲の如き、薩摩の福依賣の如き、四比信妙の
 如く、其の孝行類ひなきもの枚舉に暇あらず、
 これ「我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ」と詔らせ給

ひし所以なり、我が國臣民は、斯く忠孝を重
 て、能く其の道と盡したるものなれば、今の世
 に生れたる人々も、我が祖先が皆能く皇室に
 忠にして、父母に孝ありしことを思ひ、毫も忠
 孝の道と忽にすべからず。

第三章

億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ
 「億兆」とは、數多の臣民といふことあり、「心ヲ一
 ニシテ」とは、我等臣民は何れもみな其心を同
 うしてと云ふことなり、「世々厥ノ美ヲ濟セル

ハ」とは、我が邦人古今の別ありと雖とも、忠孝の心あるは、決して異なることなく、同心一致して、皇室を奉戴し、且つ父母に能く事へたり、されば橘媛の皇子に代りて海に投つたるが如き、伊賀局の新待賢門院に能く事へまつりし如き、近くは近衛家の老女村岡の勤王の志拔群ありし如く、よく忠を盡せしこと少なからず、されば女子たりとも、其力の及ぶ限りは、忠を盡さんことと、心掛けざるべからず。

第四章

此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス

謹みて按ずるに、我が日本臣民の古より忠孝と大切に心得て、君には忠を盡し、父母には孝養を盡したることは、赫々として代々の史乘に明かなり、斯く忠孝を重ずるは、我が日本の國體にして、萬國に超絶する所以なり、故に「我カ國ノ精華ニシテ」と宣ひしなり、「精華」とは、すぐれてうるはしきといふことにて、精英光華あることと、いふなり、されば我が國體は、光華

彩然として、忠孝の美風、世に著はれ、萬國に卓絶せるものなるに依り、教育を施して、日本人を養成するには、何事を根本として教へ導くべきかといふに、即ち日本固有の美風たる忠孝の道と以て、教へ導かざるべからず、故に「教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」と宣ひたるなり、而して此の忠孝の道は、千萬世を経るとも、決して變化すべきものにあらず、此の世のあらん限りは、忠孝の道を以て、教育をなさざるべからず、たとひ智あり勇あり、且つ學ありとも、

忠孝の道を缺くあらば、其の餘は觀るに足らざるなり、故に忠孝を基礎として、教へを施し、日本人民をして、先づ忠孝に心を深からしめざるべからず。

第五章

爾臣民父母ニ孝ニ

謹みて按ずるに、我等が父母に事へまつりて、孝養を盡し參らするは、天地自然の道理にて、外より命せられ、始めてあすべきものにあらず、後代のもの宜しく祖先の美風を繼ぎて、失

墜せざる様に注意せざるべからず、古語にも「孝ハ百行ノ本」とありて萬善の基く所あれば、父母に孝なるものにあらざれば、其の他の善事となすべき道理なきなり、故に子たるものは、父母に孝養を盡し参らすることと忘るべからず、薩摩の福依賣の孝にして、仁壽中爵三級を賜ひて、門閭に旌表せられ、衣縫女は、至孝にして、承和八年位三階に叙せられ、戸田租を免ぜられ、越後竹氏の女、母に孝養を盡したるを以て、米錢と醫藥を領主より賜はり、長崎の

布幾女は、舅姑に能く事へしを以て、米十俵と銀十枚を奉行所より賜はりし如き、後人の模範なり、大學にも「人ノ子トナリテハ孝ニ止マル」とあり、人の子たるものは、深く之れを思はざるべからず。

第六章

兄弟ニ友ニ

謹みて按するに「兄弟ニ友ニ」とは、兄弟姉妹たるもの、相互に友愛の情誼を全うし、我が聖天子の大訓と、我等祖先の遺風とを堅く守りて、

背かざる様心掛けざるべからず、兄弟姉妹は、十指の相重りたるが如きものあれば、相親み相助けて、懿親を失はぬことこそ願はしけれ、然るを些々たる事に争ひと生じ、生涯苦樂を俱にすべき骨肉を分離し、胡越の如きあらば、眞に歎かはしき至りにあらずや、されば聖訓にも「兄弟ニ友ニ」と宣ひて、兄弟相互に友愛のまことと盡すべきと諭し給ひしあり、兄弟姉妹の相互に情義を盡し、艱難相救ひ、吉凶相吊し、苦樂を共にすべきことは、人たるもの、本

分なり、されば大阪の富女は、兄仁三郎の難に代らんとして盗を感ぜしめ、官より白銀十枚を賜はりて、其の友愛の厚さを賞せられ、備後の鐘尾フデは、友誼を盡して、官の賞する所とあり、源義光官を棄て、兄義家を援けしが如き、備中大島村の甚助が、能く友愛の道を全うせしが如く、己れも亦能く友道を保つべきことぞかし。

第七章

夫婦相和シ

謹みて按ずるに「夫婦相和」とは、一たび夫婦
 となりたるときは、能く和合して、生涯互に恩
 愛の情を損はず、一家の繁榮を來すことを願
 ふべきといふあり、されば夫婦たるものは、常
 に聖訓に遵ひ奉りて、榮枯のために志操を變
 ずるが如きことあるべからず、禮記にも「一
 夕之レト齊ウシテハ終身改メズ」とあり、夫婦
 たるものは、はとめより互に此心を以て心と
 せざるべからず、家原音那は、婦徳あり、夫みま
 かりし後、同墳の意を守りしかば、朝廷より邑



五十戸を賜はり、他田
 千世賣は、貞操にして
 琴瑟相調ひ、夫没する
 の後、志操堅固あるこ
 と五十餘年に及びし
 かば、神護景雲二年、其
 の貞操を嘉して爵二
 級を賜はり、難波部安
 良賣は、貞操なるを以
 て、田租を免ぜられ、瀧

瑠璃は、夫を助けて婦の道と盡し、夫子傑として能吏の稱を得しむるに至り、鐵屋吉左衛門の妻は、十六にして夫に訣れたれど、遺子を愛育して、能く寡を守り、志操毫も變ずることなかりき、加茂眞淵の妻は、夫を勵まして大名と成さしめ、常陸の佐與は、夫を貧苦の中に介抱し、貞操類ひあきと以て、領主より租税及び徭役と免ぜらる、豊前瀬川至剛の妻は、夫の酒癖と改め、名と世に著はすほどの鴻儒とあらしめぬ、丹波山田龜女は、能く夫に事へ志操拔群

なるを以て、生涯家内に風波と起せしことなしといふ、夫婦和合したるものは、苦樂を共にして、榮枯の爲めに志操と變ずるが如きことなく、生涯夫婦の道と全うせり、されば今の人もこれ等の行ひと鑑み、夫婦相和合して、一家の幸福と來さんことを願はざるべらかず、夫婦相和しの聖訓を守り、其の實と舉んことを務むべきことにこそ。

第八章

朋友相信

謹みて按ずるに「朋友相信」といふことは、我れ等が人と交際して、互に知り合ひたる上は、信の心と以て交り、相欺き相陥るが如き、不義の振舞あるべからずとの聖旨なり、されば臣民たるもの、此の聖訓を守り、朋友互に信義を盡して、交るべきことうかし、且つ人は互に相交りて、一社會を成すべきものにして、決して孤立すべきものにあらず、必ず朋友を求めて交るべきあり、若し朋友なきの人あらば、決して、名を成し家と興すこと能はざるものあり、

何とあれば、互に善を責め道を勧むるも朋友あり、相互に艱難辛苦を救ひ合ふも朋友なり、相提携して業を起し識を進むるも朋友あり、其の朋友の我れに相關係すること極めて大ありと云ふべきあり、浦賀元子の高杉晋作を匿して、其の捕縛を免れしめたるが如き、紀徳民の妻の飛鳥井小河原二氏の妻と、其の交情骨肉に比しくして、貧苦艱難を救ひしこと、新井白石の其の友岡島石梁を薦めしこと、伊藤冠峰の南宮大湫の妻子に資を與へて、江戸に

送りしが如き、朋友の信を盡したる例少なか
 らず、されば一たび交りて結びし上は、生涯の
 友となし、互に相助けて交誼を全うすべし、且
 つ悪しきものには初めより交るべからず、聖
 哲も友を擇ぶの要を説きしこと少まからず、
 故に能く此に注意し、悪人を避け善人と交る
 べきなり。

第九章

恭儉己レヲ持シ
 謹みて按ずるに「恭」とは、うやくしくといふ

ことにて、身を慎むなり、「儉」とは、つまやかといふことにて、費用を節するなり、されば恭儉の徳は、人として品位を高尚に進め、家の繁榮を來す基るとあるものなれば、人たる者の守らざるべからざるの道なり、松下禪尼は、身を慎み節儉を行ひて、其の子賢徳の聞え高きと致し、高内侍、心を微物に存して、家道盛なるを致し、藪氏恭儉を身に行ひて、其の子能吏の稱を得たり、恭儉の人の品位を進め、世の信服を招くこと實に斯の如きものあるあり、されど

恭儉のことと誤るときは、亦弊害ありとせざるあり、うは何故ありやといふに、恭は丁寧にあすものなれば、流れて諂らひとなり、或は他人の甘心と來すの方便となし、卑屈に陥るが如き即ち是れなり、儉も又其の如く、自己の節儉は、必要あれども、これと他人の身に及ぼし、或は婢僕の被服と減下、或は其の飲食と減下て、使用するが如きあらば、誰か甘下て其の使役と受くるものあらんや、これ等の事は、世の通例に従ひ、宜しきに處すべきあり、若し此の

理に背くものあれば、これ節儉にあらずして吝嗇あり、節儉は稱賛すべきも、吝嗇は忌まはしき振まひなれば、宜しくこれを避けざるべからず、且つ人の節儉するは、何のためぞといへば、必らず用ふべき場合に用ふべきがためあり、然るに節儉して財と積み、生涯用ふるなくして止みなば、金銀も瓦礫と何ぞ異ならんや、斯る人は、却て世と害し、人の益とあることなし、されば恭儉は、能く其の時宜に應下、其の仕方と誤らざる様にしてこそ至大の徳もあ

るものなれ、さればこそ聖訓に「恭儉己レヲ持シ」と宣ひたる所以ならめ。

第十章

博愛衆ニ及ホシ

謹みて按ずるに「博愛」とは、廣く人と愛し人とあはれむ心と云ふものにて、人の美德とする所なり、されど如何に博く愛するが道なればとて、我が父母兄弟の困難を顧みずして、他人と救恤し、或は日本國の災難とふりすて、外國人と救恤し、我が國家のために義務と盡さ

ずして、外國に義務と盡すが如きは、これ悖徳の行ひあり、されば博愛とは、我が一身一家よりして、親族朋友に及ほし、親族朋友より郷土郡國に及ほし、遂に全國に及ほし、進みて外國に及ほし、其の隣壤の好みを盡すべきなり、然るを博愛は宜しきこととて、其の方法も知らず、其の事理も辨へず、妄りに物を愛するは僻事なり、凡そ博愛の方法は、先づ近きよりして遠きに及ほし、親よりして疎に及ほすべし、若し否らざるときは、倒行逆施にして、其の道と

失ひたるものなり、されば衣縫女の孝養を盡すの餘、郷人の困難を救はんが爲めに、惠我川に橋を架したるが如き、法均尼の棄兒を拾ひ育て、天死を免れしめたるが如き、鈴木宇右衛門の妻の餓死するものを救ひたるが如き、安田常子の孕婦を救ひたるが如き、下野那須郡農源五郎の母せん女が貧窮者を救ひたるが如きは、皆博愛の最も佳なるものあり、されば博愛の本旨を能く合點し、廣く世を益し、人と利することと務むべきことなり。

第十一章

學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ

謹みて按ずるに「學ヲ修メ」とは、文學を研究することにて、文書に就きて、事理を明らかにするといひ、「業ヲ習ヒ」とは、藝術を講習することにて、事業に就きてなすことといふ、「智能ヲ啓發シ」とは、智識才能を發達することといひ、「德器ヲ成就シ」とは、人たるの品位を具備せるをいふものにて、徳は徳義ありて人を服するもの

の器は器量ありて人を容るゝの度量あるもの、此の徳器なければ、如何に學問技藝に熟達し、智識才能を有するも、一の藝人たるに過ぎずして、其なす所自己の利益のみを計畫するやも知るべからず、若し自己あるを知りて、他人あり國家あると知らざれば、國家の害となすも知るべからず、故に教育の本旨は、學藝を進步せしめ、智識才能を發達せしむるのみならず、人道を履踐し、國家のために力を盡すべき徳器を備へたる人を養成するを以て、肝要

とす、されば紫式部の如きは、學を修め業を習ひて、文學技藝に熟達し、其道を以て、世道人心を補益し、婦道を全うして、模範を後の世に垂れぬ、佐々木照元の女の如き、瀨川至剛の妻の如き、青山西塙の妻の如き、村田瀧子の如き、山田龜女の如きは、皆學を修め裁縫を巧みにして、能く家を治め、婦道を盡して、夫に事へぬ、斯くして或は家聲を失墜することなく、或は夫を諫めて鴻儒となし、或は夫をして、能吏の稱を受けしめ、或は學びし學藝を以て、世を益し

たるものなり、世の婦人たるもの宜しく此等の人の行ひを鑑みざるべからず、且つ女子は、文よむすべしと學ぶと、もに、裁ち縫ひ料理の事を學ばざるべからず、此れは専ら女子のなすべき業にして、たとひ富貴の家に生れ、婢僕數多召仕ふとも、一通りは習ひ覺えて、衣服は手際よく縫ひ、料理は味ひよく製し、内治のことは夫を累はすことなからしむる様に、なすは、女子たるもの、務めなり、万一此職を怠るが如き女子は、婦人の職を失ひたるものなり。

て、其の家の衰兆スハツなりと知りぬべし、されば女子たるものは、學業を修めて智能を發し、男子の所爲に倣ふことなからしめて、眞の女子たらんことを願ふべし。

第拾貳章

進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ

謹みて按ずるに「公益」とは、公衆の利益となるべきことにて、世のため人の爲めになることといふ、世務ヲ開キといふ、業の何たるを問はず、此の公益を増進せしむる爲めに、務むる所の

種々の事柄といふものあり、されば人は、學業
 と修めて、智識才能を發達せしめ、身に徳器を
 備へて、一身一家の生計となすべきは、勿論な
 れども、啻に私利にのみ汲々とし、世を益し國
 と利することとなさざれば、折角學びたる甲
 斐はあかるべし、故に學あり識ある人は、他に
 率先して、國家の公益を廣め、人民の福利を起
 すべきものなり、然るに若し人にして此の心
 なきときは、人たるの義務を知らざるもの
 にて、實に淺ましきことといふべし、されば此の

事は、男子のみに限る
 べからず、女子たりと
 も其力に應じ、公益を
 廣むること、力を用
 ひざるべからず、紫式
 部の源氏物語と著は
 し、赤染右衛門の榮華
 物語と著はしたるが
 如きは、大に後世の利
 益とありしなり、橘皇



後の學館院を建設したるが如き、柿本人麿の
 製紙の法を廣めたるが如き、中島藤右衛門の
 蒟蒻粉の製法を工夫したるが如き、皆以て公
 益を廣めたるものなり、されば古人の國益を
 起し、民福を増せしことを思ひ、世を益し國の
 利となるべきことを工夫發明し、或は商業を
 盛にして、國家の富源を謀り、興産起業に力を
 用ひて、財源を増殖せしむべし、女子は常に消
 費的の位地にのみありて、國家に寸益を與へ
 ざるは、宜しきことにあらず、女子の手藝に屬

すべきものは、男子の占領する所とならしめ
 ず、女子自らもこれに當るの覺悟なかるべか
 らず。

第拾三章

常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ

謹みて按ずるに「國憲」と「國法」とは、大略同トキ
 が如くなれども、國憲は綱領を擧げ、國法は條
 目に涉るにあり、これを人身に譬ふれば、國憲
 は骨にして、國法は筋の如し、語を換へて之を
 言へば、國憲とい、帝國憲法を云ひ、國法とは、帝

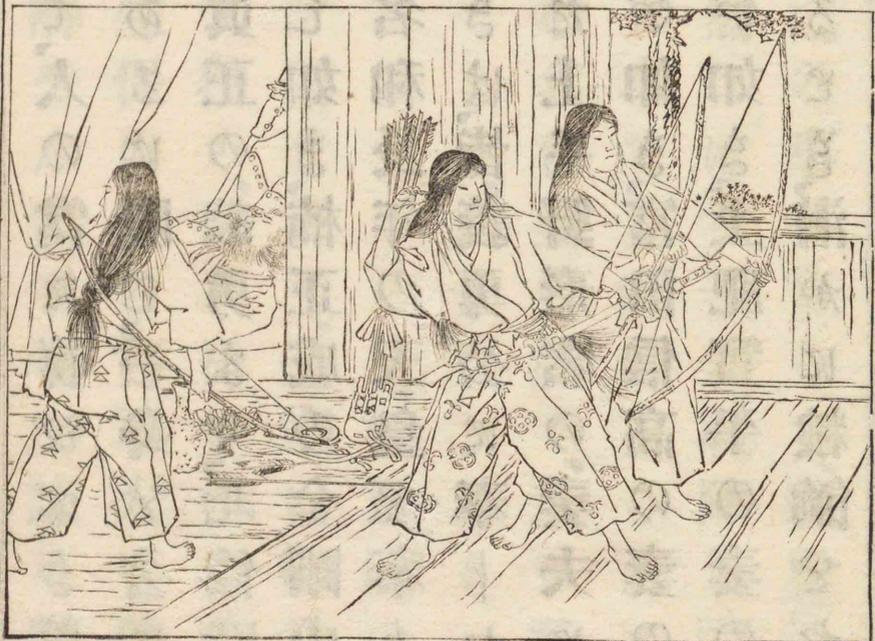
國憲法に基きて、發布せる諸法律と云ふなり、されば國憲國法とも、國家に對しては、大切なるものなれば、宜しく此れと重ト遵奉服從せざるべからず、若し國憲國法に背くものあらば、それは日本臣民たるの本分を失ひたるものあり、故に慎みてこれに背かざる様に、注意せざるべからず、徳川秀忠の乳母岡部氏は、死期に際しても、私愛の爲めに、國法をまぐることを願はずして、其の身の潔白を示せり、人たるもの宜しく斯くの如くせざるべからず、され

ば人たるものは、常に國憲國法を守り、これに牴觸せざる様心掛くべし、且つ國憲國法は、國家の安寧秩序を維持する所以のものなれば、臣民たるものは、相共に服從するの心得あるべからず、これと輕トこれと犯すものは、世の所謂無道人にて、耻なきのふるまひなり、かゝるものは多くは無教育の徒なり、されば教育の任に當るものは、常に文字技藝を授くるを以て足れりとせず、其の心志を訓育し、道を守り法に服する所の淳良なる人を養成せん

ことと務めざるべからず、故に聖訓に「國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ」と宣ひて、國の法度の重すべきことを、御示諭あらせられたるなり、あり難しと云ふも愚かにこそ。

第拾四章

一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ
 謹みて按ずるに「緩急」とは、急變の場合といふものにして、國家の危急存亡の秋といふなり、譬へば亂臣賊子ありて、叛逆を企てたるか、或は外寇ありて、我が國を侵掠せんとあしたる



が如き場合に、際會したる時といふなり、若し一朝斯る變故に遭遇したるときは、日本臣民たるものは、義を守り勇を鼓し、一命をすて、國家のために力を盡さざるべからず、「義勇」とは、正義に勇む氣象といふことに

て、人の當に務むべき勇氣なり、されば國家事
あるに際し、一身を公に奉り、奮進懼れざるは、
眞正の義勇あり、北條時宗の元寇を討ちたり
し如き、楠正成の金剛山に籠城したるが如き、
名和長年の天皇を奉りて、船上山に據りし如
きは、皆義勇公に奉りたるものといふべし、ま
た上毛野形名の妻夫に代りて、蝦夷を破りし
が如き、富田信高の妻の夫の勇戦を助けたる
が如き、土肥實平の妻の頼朝の義兵を起した
るとき、潜かに糧餉をたくりしが如きも、皆一

己の事にあらず、義勇公に奉りたるものあり、
然れば女子は、戦陣に臨まざるを以て、義勇公
に奉りたる能はざるかといふに、決して然らず、
形名の妻の如く、夫に随ひて戦場に趣きたる
ときは、女子たりとも一身をすて、夫を援け
ざるべからず、楠正成の妻の如く、其の子正行
を勵まして、皇室の御爲めに、忠節を盡すこと
を勧め、義に勇むの心を鼓舞したるが如き、瓜
生保の母の官軍大に破れ、城中のもの既に瓦
解せんとするを諫め勵まして、興復の事に力

と盡したるが如き、菊池恩阿の妻の夫に義をすゝめたりしが如き、皆以て義勇とするに足りぬべし、されば今の世の人も、古への人々が、斯く義勇公に奉つたる蹟を思ひ、祖先の功績に繼ぎて、國家のため、力を盡さんことを、忘るべからず。

第拾五章

以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ
 「以テ」とは、前をうけて後を起す御詞なり、「天壤無窮」とは、老子の語に「天長ク地久ク」とある

が如く、天地のあらん限りといふことなり、これは天照大御神の皇孫に勅して「豊葦原の瑞穂國は、我が子孫の王たるべき地あり、爾往きて治めよ、寶祚の隆まさんこと、天壤と窮りなかるべし」との御詞より始まれり、「皇運ヲ扶翼スベシ」とは、皇室の御運をたすけよとの御詞なり、我が邦は、萬世一系の天皇、此邦土を統御し給ひ、天地のあらん限りは、皇統連綿として、君臨あらせらるゝは明らかなり、彼の外邦の如き、異姓の帝王代るゝ起りて、其の邦を治

むるが如きにあらず、抑も我が邦は、萬代不易の天皇にましく、て、古へより君臣の分明らかに立ち居れり、故に道鏡の非望を企てしも、成らず、將門の勢ひ關東を風靡したりしも、忽ち京獄に梟せられ、足利義政の驕僭なるも、皇位を窺はず、豊臣太閤の日本を席卷し、威を海外に耀かし、萬事意の如くならざるまきも、敢て僭越の心と萌さず、戦々兢兢として皇室を尊び、皇運を扶翼したり、我が邦は、斯く古へより皇室に心服し、皇運を扶翼し奉らんと、の赤

心あるために、たましく叛逆を企つるものありと雖ども、事を遂ぐることを能はざりき、これ日本固有の特性にして、萬國に卓絶せる所以なり、故に現今學を修めつゝある所の生徒等は、古へより我が祖先の忠孝を盡し、兄弟の間は互に友愛を盡し、夫婦相和合して、一家の繁榮を來し、朋友相信トて互に利益を計り、恭儉にして身を慎み、財を貯へ、衆を愛して、これが艱苦を救恤し、學を修め業を習ひて、以て智識才能を發達し、萬づ事物の理を知りて、當世有

用の人とあり、進みて世を益し、國を利し、常に國憲を重し、國法に服従し、國家危急の場合に際しては、身命を惜まず、義勇公に奉じたる事蹟を鑑み、天地と窮りなき皇室の御運を扶翼し奉らざるべからず、されば我が邦人は、宜しく聖旨のある所を反復省慮し、行住坐臥にも、此の御趣旨に従ひ奉らんと心得まかるべからず。

第拾六章

是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナ

ラズ

謹みて按ずるに、茲に「是ノ如キハ」と宣まはせ給ひたるは、前の「父母に孝に、兄弟に友に」より、「皇運を扶翼すべし」までを承けていふ御詞なり、斯くの如く人たるもの、己れの盡すべき義務を全うしたるものは、獨り至尊に對し奉り、忠信善良なる臣民といふのみならず、其の及ぼす所の極めて大なるものありとの意を含ませられたり、其の意は、下の勅條にあるが如し、さて我が邦は、古へより皇室を奉戴し、忠臣



となり孝子となり、臣民たる職分を盡し來りしことは、大に外邦と異なる美俗なるが故に、其の子々孫々たる我等臣民は、自己の祖先が、皇室に忠節を盡したることを思ひ、自己も祖先に劣らざる忠臣とあらざるべからず、故人たるの本分を盡し、行ふ所のものは、天皇陛下に對し奉りて、忠良なる臣民と稱せらる、を得べきあり。

第拾七章

又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

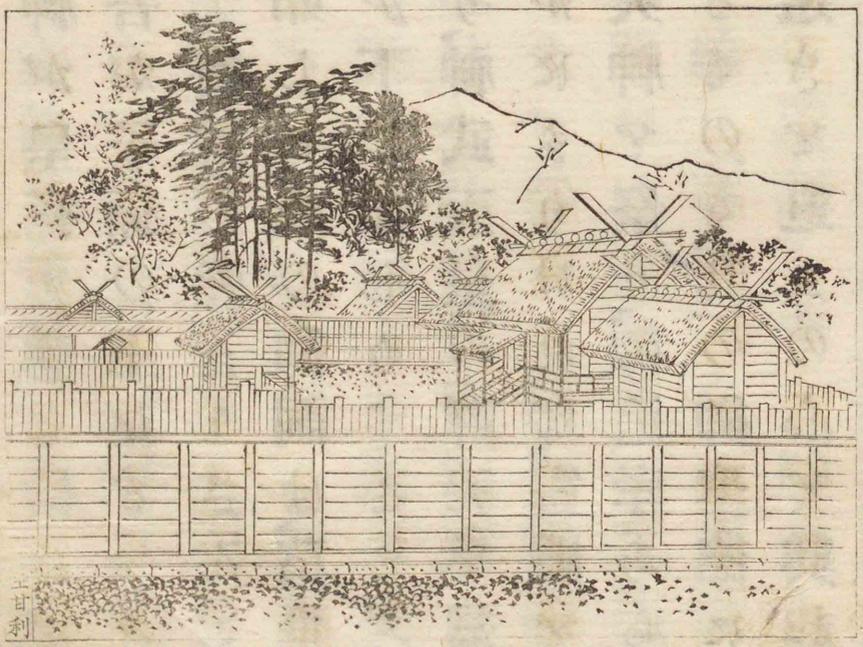
「又以テ」とは、上を受けて仰せらるゝ御詞なり、斯く君には忠を盡し、父母には孝養を盡し、公衆を愛恤し、國家のために一命をすて、義を盡すが如きは、其の關係する所、極めて大にして、世道人心を補益すること、亦少なからず、斯くの如きことは、又以て汝か祖先の遺風を、世にあらはし示すに、足ることなりとの御詞なり、されば我が邦の忠孝は、今にはトまりしことにあらず、古へより繼承して、今日に至りたるものなれば、今の代の人々が、忠孝博愛等の

諸徳を行ひて、人たるの義務を盡すことは、是れぞ祖先の遺したる美風良俗を顯はすものにして、祖先までの譽れとなるものなり、故に能く勅語の御趣旨を遵奉し、敢て忘れざる様心掛くべきことにこそ。

第拾八章

斯道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スベキ所
 謹みて按ずるに「斯道」とは、前條數節に掲けたる、忠孝人倫の道より、世道人心を補益する事

柄に至るまでといふ御詞なり、此の道は、今上天皇陛下の御先祖にまします、歴朝の天皇が、國家を統御し給ひし遺訓あれば、其の子孫臣民の俱に遵ひ守るべき大切のことありと宣ひし御詞なり、今其の御遺訓の例



と擧ぐれば、天照大御神が皇孫に勅し給ひて
 『豊葦原の瑞穂の國は、吾が子孫の王たるべき
 地あり、爾往きて治めよ、寶祚の隆えまさんこ
 と、天壤の窮りなきが如し』と、此の御詞は、萬世
 一系の皇統を以て、天が下と知しめすことと、
 確定し給へるものあり、神武天皇の群兇を蕩
 平し給ひて、宇内安らかにありければ、靈時を
 鳥見山に立て、皇祖天神を祭り、御追孝あら
 せられければ、臣下たるものも、其の御聖徳に
 感と、自ら祖先を祭り遠きと追ふの心と興起

したり、崇神天皇は、祖宗の遺訓を奉と、神祇を
 尊敬し、神地神戶を定め給ひ、應神天皇は、文教
 を布き給ひて、國家の文明をはかり給ひ、仁徳
 天皇は、大御心を民のために勞させ給ひ、租税
 を除きて、其の窮乏を賑はし給ひ、仁賢顯宗の
 二天皇は、艱難を俱にし、天位を繼ぐに及びて、
 御兄弟辭讓謙遜して、功あるに讓り、其の聖徳
 を發揚し給ひ、孝徳天皇は、制度を改革し、宿弊
 を除きて、大化の新政を布き給ひ、天智天皇は、
 學校を起し、禮儀を定め、洪範を後世に垂れ給

ひたるが如き、列聖人倫の大道より、利用厚生
 のことに至るまで、遺訓の著しきもの枚擧に
 違まあらず、斯く歴代の天皇、賢明にましませ
 しゆゑ、其の御聖徳に教化せられ、忠孝の遺風
 に薰染し、日にますます、其の美風を發揚した
 るあり、されば我が邦、忠孝彝倫の大道は、祖先
 傳來の遺風にして、其の本は、列聖の御教化に
 基因せり、此の遺風を能く守り、祖先を辱かし
 めざる様に、注意すべきは、今の世の人の務め
 なりかし。

第拾九章

之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ
 悖ラス
 謹みて按ずるに「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス」と
 は、君に忠節を盡し、父母に孝養を致し、兄弟互
 に友愛を盡して、友道を全うするが如き、夫婦
 相和して、家と齊へ、朋友相信用て、益友となり、
 生涯交りて、渝へざるが如き事柄は、古へと今
 との區別なく、何時にても重すべき善行あり
 との御聖旨なり、之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」と

は、忠信孝悌の如き人倫の大道は、何國に於ても、尊重すべきことにて、日本支那西洋の區別なく同一あり、されば何國に於ても此の道は、人倫の善行として、獎勵せざる所あり、若しこれと善行として、獎勵せざるときは、其の國民不仁不義に流れ、悖逆殺伐を是れ事とし、道徳は地を拂ふに至りぬべし、故に海の内外を問はず、國の遠近に關せず、忠孝仁義の道と尊重せざるはなし、されば之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」とは宣ひたるあり、中ハ日本國を指してい

ひ、外は外國を指していふことあり、「悖ラス」とは、道にはづれては居らぬといふことにて、皆道理に適ひて居るといふことなり、斯く人倫の道は、古今の區別なく、國の遠近に關せず、最も尊重すべきことなれば、日本臣民たるものは、此の御聖訓を感戴せざるべからず。

第二十章

朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセシコトヲ庶幾フ
 謹みて按ずるに「朕爾臣民」とあるは、至尊が自

ら「我れ其方をも」と宣ひて、君臣上下を併せ
 宣ひしなり、「拳々服膺シテ」とは、捧け持ちて胸
 に著け能く守ることといふ、中庸に「拳々服膺
 して之を失はず」とあるに同し、「咸其徳ヲ一ニ
 センコトヲ庶幾フ」とは、上下の隔てなく、上天
 皇陛下より、下臣民に至るまで、斯の道を履み
 行ひて一轍に出でしめんとすの聖旨なり、抑も
 今上天皇陛下は、辱くも勅語を降し給ひ、聖訓
 を垂れさせ給ふに止まらず、九五の位にまじ
 くて、御親ら億兆の蒼生に率先して、其の徳

を修め給はんと誓はせ給ふこと、いと畏れ多
 きことにあらずや、されば我等臣民たるもの
 は、「拳々服膺シテ、咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶
 幾フ」と御希望あらせられたる聖意を奉體し、
 夙夜以て聖訓に違はざらんことを務めざる
 べからず、是れ我等臣民の義務なり責任なり。

日本女子修身訓卷之四終

（The main body of the page contains several columns of vertical Japanese text, which is mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side. The text appears to be a continuation of the修身訓 (Self-Cultivation Instruction) series.)

明治廿六年八月八日印刷
 明治廿六年八月十一日發行
 明治廿六年九月五日再版印刷
 明治廿六年九月八日訂正再版發行

 定價金九錢

著者

日下部三之介

東京市神田區一ツ橋通町二十一番地

印發者兼

八尾新助

東京市神田區錦町三丁目八番地

發行所

八尾書店

東京市神田區表神保町壹番地角



